

■ドイツ：再エネ改正法成立で新規再エネの8割が入札制度の対象に

連邦議会（下院）と連邦参議院（上院）は2016年7月8日、再エネ法（EEG）の改正法案を承認した。同法が施行される2017年から、新規に導入される年間60万kWの太陽光と年間280万kWの陸上風力は入札制度により調達される。陸上風力については、2020年から年間入札容量が290万kWに引き上げられる。風況の良い北部に陸上風力が集中設置されることがないように同地域への新規設置は2013～2015年に増設された設備容量の年間平均値を年間増設容量の上限とすることになった。なお、750kW以下の設備については入札制度の対象外となっている。入札は原則それぞれ電源種別ごとに実施されるが、例外的に太陽光と風力の共同入札制度が2018年より開始され年間40万kWが調達される予定である。ドイツの累積設備容量は、太陽光が4,000万kW、風力が4,500万kWで欧州一となっている。また、消費電力量に占める再エネ発電量は2014年が27%であったが、2015年には33%に増加している。